

今年の梅雨の傾向予想がでました。梅雨入り時期は、ほぼ全国的に平年並みですが、梅雨明けは平年より5日程度早い見込みだそうです。雨量は平年並みか、それ以上だといひます。皆さま、お元気で過ごしのことと思ひます。ブラジル・ワールドカップ・アジア最終予選の始まりです。日本 VS オマーン(埼玉スタジアム)。オマーン攻略の鍵は右サイドにありそうです。長友が敵の攻撃を封じて、さらに香川や本田と連動してシュートまでもって行く。とても厚みのある攻め方が楽しめそうです。宮市の出番が無いくらいのシュート数で得点して、いや、それでも少しは出して欲しいですね。第二戦は6月8日(金)日本 VS ヨルダン(埼玉スタジアム) 第三戦6月12日(火)日本 VS オーストラリア。 中村

建設業法第31条第1項の規定に基づく立入検査結果について (平成23年度下半期及び平成23年度分)

【検査の目的】

建設業の健全な発展を阻害し、建設生産物の品質確保に支障を生じさせる一括下請負、技術者の不専任、下請へのしわ寄せ、不適正な元請下請間の契約関係等の建設業における法令違反を防ぐことにより、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図ることを目的とする。

【検査の時期】平成23年10月～平成24年3月

【検査の対象】

関東地方整備局管内の大臣許可業者136社及び知事許可業者23社(本年度累計257社)に対し、建設業法第31条第1項の規定に基づく立入検査を行った。検査対象の内訳は以下のとおり。

- ① 平成22年度及び平成23年度下請取引等実態調査結果等に基づくもの(84社)
- ② 過去に勧告を受けた業者に対してのフォローアップ(41社)
- ③ 駆け込みホットラインへの通報に基づくもの(9社)
- ④ 建設業許可申請に基づくもの(2社)
- ⑤ 管内知事許可部局との合同調査(23社)

【検査の内容】

おのこの検査対象に係る検査内容は以下のとおり。

- ① 元請下請間の請負契約(見積・契約締結の方法・内容、下請代金の支払状況等)
- ② 過去に勧告を行った「契約締結の方法」等に関する改善状況等
- ③ 通報のあった内容(元請下請間の請負契約、営業所専任技術者の配置等)
- ④ 営業所の実態及び営業所専任技術者の配置等
- ⑤ 知事許可業者に対する元請下請間の取引状況等

【業者への改善指導】

検査結果により、59社(本年度累計105社)に対し、建設業法第41条第1項に基づく改善のための勧告を行った。内訳については以下のとおり。

- ① 平成22年度及び平成23年下請取引等実態調査結果等に基づくものについては、41社に対して勧告を行った。
- ② 過去に勧告を受けた業者に対してのフォローアップについては、14社に対して勧告を行った。
- ③ 駆け込みホットラインへの通報に基づくものについては、4社に対して勧告を行った。

(河野)

建設業Q&A

Q. 建設業を営む株式会社において非常勤取締役としての経験がありますが、経營業務の管理責任者の経験として認められますか？

A. 認められます。経營業務の管理責任者に関する法人の取締役の経験については、常勤での経験、非常勤での経験を要件としていません。ただし、許可業者において経營業務の管理責任者となる場合には、当該事業者での常勤性が求められるので、ご注意ください。(中村竜二)

6月《水無月・みなづき》

雨がたくさん降る時季なのに”水の無い月”ってどこか、おかしいですね。「水無月」の“無”は“の”にあたる連体助詞ですので、「水無月」は”水の月”ということになります。田植えが済み、田に水を張る必要があることから”水の月”→「水無月」と呼ばれるようになったようです。中国、韓国、日本(北海道を除く)などの東アジアに見られる雨季のことを梅雨と言ひます。中国で梅の実が熟する頃の雨季を梅雨(めいゆ)と呼ばれていて、それが日本に伝わったとされています。また、黴(かび)が生えやすい時季なので「黴雨」と書いて「ばいう」と名付け、これが転じたものとも言われています。古くは「五月雨(さみだれ)」「つゆ」「ながし」などと呼ばれていました。(渋谷)

